

2003年1月16日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

藤沢市太陽の家支援費請求等システム業務に係わる個人情報のコンピュータ利用について（答申）

2002年（平成14年）12月18日付けで諮問（第112号）された藤沢市太陽の家支援費請求等システム業務に係わる個人情報のコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。この法律により、障害者福祉サービスは、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する現行の「措置制度」から、障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択、そして契約することのできる「支援費制度」へ平成15年4月1日から移行することとなった。

イ 支援費の請求・支払い等の事務は、神奈川県及び本市の計画によると、事業者である太陽の家藤の実学園と、支援費支払機関である神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）との間をオンラインで結び行われることになる。そのため、事業者用の支援費請求等システムを導入する必要が生じた。

(2) コンピュータ利用の必要性について

ア 神奈川県内における支援費制度がコンピュータの利用を前提にしていること、また、支援費の正確かつ迅速な請求は、このシステムでなければ不可能であることから、市と連合会をオンラインで結合する必要がある。

イ コンピュータに入力する個人情報、太陽の家藤の実学園の利用者本人から収集する範囲内に限定される。また、入力方法については、指定された職員のみが専用の端末に入力する。入力項目については、次のとおりである。

(ア) 受給者証に関する情報

受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、性別、生年月日、住所、障害程度区分、契約種類、支給期間、利用者負担金額等

(イ) 契約内容に関する情報

受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、性別、生年月日、住所、契約種類、契約期間、利用料金、成年後見人、身元引受人等

(ウ) サービス実績に関する情報

受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、実績内容、利用者負担金額等

(エ) 支援費の請求に関する情報

受給者番号、カナ氏名、漢字氏名、サービス内容、支援費額、利用者負担額等

(オ) 指導に必要な各種情報

処遇管理、ADL（日常生活動作）管理、診療記録、評価管理

ウ オンライン結合による個人情報の外部提供については、利用者が太陽の家藤の実学園と契約を締結するときに、同意を得ることとする。なお、外部提供する個人情報は、支援費の請求に関する情報に限定し、事業者番号、受給者番号、サービス内容、支援費額、利用者負担額等とする。

(3) 安全対策について

本業務を行うにあたっては、次のとおり安全対策を講ずるものとし、システムの運用にあたっては、さらに「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努めるものとする。

ア 物理的セキュリティ対策

あらかじめ指定された機器のみでシステムを構築し、他の業務との並行処理はおこなわない。また、機器の設置場所に外部の人間が立ち入らないようにする。

イ 人的セキュリティ対策

セキュリティに関する責任者に太陽の家所長をあて、個人情報の保護について組織的に周知徹底する。このシステムを操作する職員には、IDコード、

パスワードを割り当て、パスワードについては定期的に変更する。

ウ 技術及び運用におけるセキュリティ対策

不正アクセス対策として、IDコード、パスワード、ファイアウォールを設ける。ネット上の通信データの保護対策として、通信データを暗号化・複合化するなど徹底を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

サービス範囲の拡充に伴い、増大する支援費の請求・支払い事務を正確かつ迅速に行わなければならないこと、また、オンラインで結合することにより、最新の情報に基づき事務を行うことが可能となり、利便性、正確性、効率性の向上と事務処理の迅速化が図られることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 安全対策

あらかじめ指定された機器のみでシステムを構築し、他の業務との並行処理はおこなわない、セキュリティに関する責任者に太陽の家所長をあて、個人情報保護について組織的に周知徹底する、不正アクセス対策として、IDコード、パスワード、ファイアウォールを設ける、通信データを暗号化・複合化するなど、物理的、人的、技術及び運用におけるセキュリティ対策を講じており、個人情報の保護が図られていると認められる。また、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」の遵守をすることで、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上